

環境影響評価技術指針の改定について

大阪市環境影響評価専門委員会
令和3年2月22日（月）

1-1 技術指針改定の背景と目的

背景

- ・ 環境影響評価制度は、大規模事業の実施にあたり、事業者に必要な環境配慮を促すことで、環境基本計画の目標の達成をめざしている。
- ・ 令和元年12月に環境基本計画を改定。新たな目標として「SDGs達成に貢献する環境先進都市」の実現を掲げた。



改定の目的

環境影響評価制度に新たにSDGsの考え方を活かすことにより、まちのレジリエンスの向上や、先進的なエネルギーシステムの導入など、SDGs達成に向けた事業者の取組みを促進する。

1-2 技術指針改定の背景と目的

環境基本計画とは

- ・ 大阪市の環境施策のマスタープラン。
- ・ 市の分野別・課題別の各計画を環境という切り口で整理。
- ・ 環境面からSDGsの達成に貢献。

《環境基本計画の施策体系》

SDGs達成に貢献する環境先進都市

【低炭素社会の構築】

- ・ 再エネ、未利用エネルギー等の活用（帯水層蓄熱、水素、革新的技術等）
- ・ 徹底した省エネルギーの推進（建築物の低炭素化等）
- ・ 低炭素型交通システムへの変革（自転車の活用、EV・FCV導入等）
- ・ CO₂吸収源に関する取組み（国産木材の利用拡大）
- ・ 気候変動への適応に関する取組 など

【快適な都市環境の確保】

- ・ 自然との共生・生物多様性保全の推進（緑、水辺空間、都市景観の保全・創造）
- ・ ヒートアイランド対策の推進（人工排熱低減・クールスポット創出等）
- ・ 都市環境保全・改善の取組（大気汚染等の公害対策等） など

【循環型社会の形成】

- ・ 2Rを優先した取組の推進（プラスチックごみ、食品ロスの削減） など

【すべての主体の参加と協働】

- ・ 環境影響評価による環境配慮の推進 など



2 技術指針について

- ・ 環境影響評価技術指針は、環境影響評価等が科学的知見に基づき適切に行われるために必要な技術的事項を定めたもの。
- ・ 事業計画段階で検討する「環境配慮事項」と、その効果を含めた影響を予測・評価する「環境影響評価項目」を定めている。

環境配慮事項 (p8~14)

事業計画の策定にあたって配慮を検討すべき事項として設定

「環境配慮事項（抜粋）」

3 生活環境

3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。
施設で使用管理する車両については、低公害な車の導入に努めること。

事業者は、土地利用計画、施設計画、交通計画等の検討段階で具体的な配慮の内容を検討し、事業計画を作成

環境影響評価項目 (p17~90)

調査・予測・評価の対象となる項目として設定

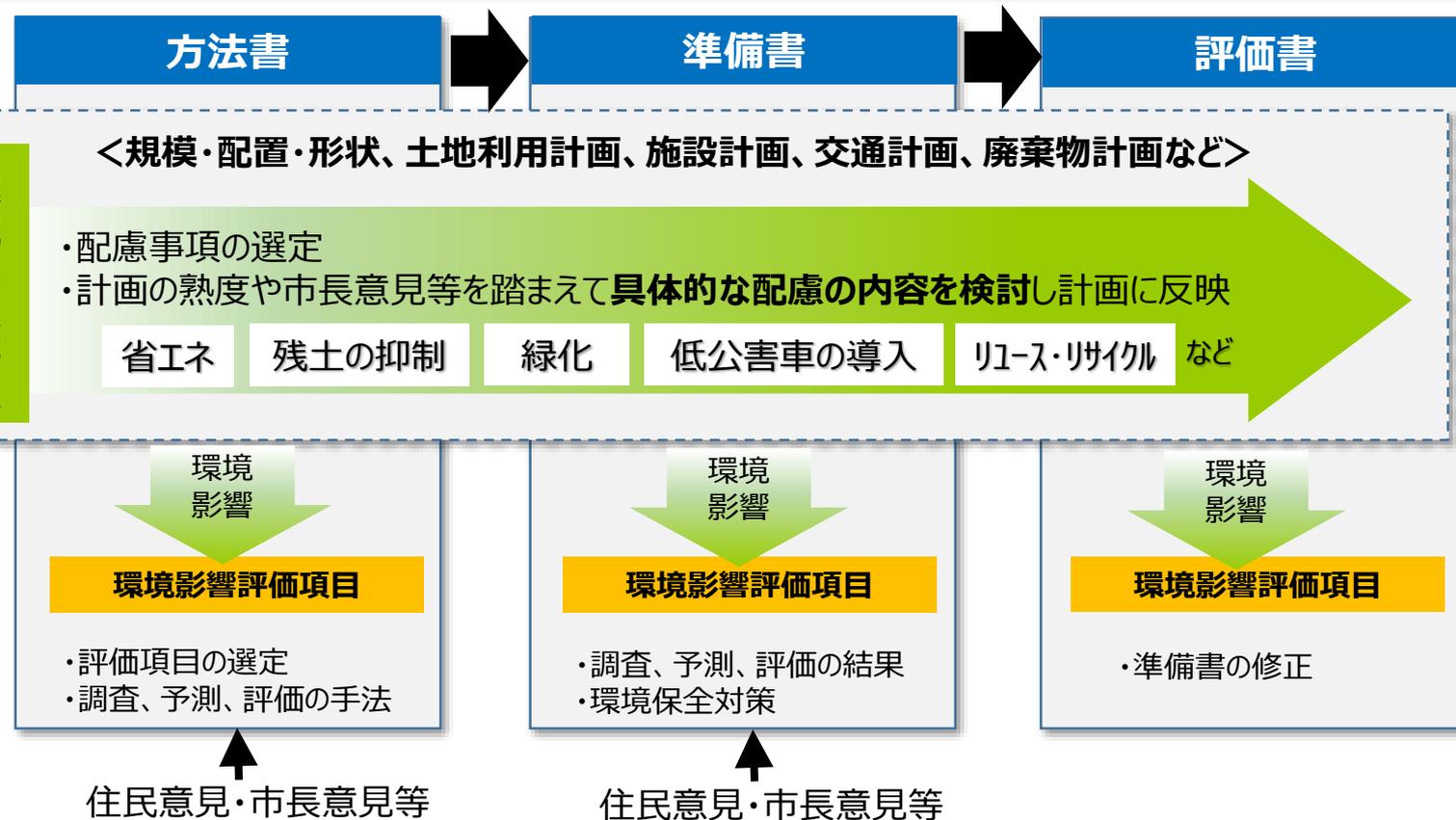
「環境影響評価項目」

- ①大気質
- ②水質・底質
- ③地下水
- ④土壌
- ⑤騒音
- ⑥振動
- ⑦低周波音
- ⑧地盤沈下
- ⑨悪臭
- ⑩日照障害
- ⑪電波障害
- ⑫廃棄物・残土
- ⑬地球環境
- ⑭気象
- ⑮地象
- ⑯水象
- ⑰動物
- ⑱植物
- ⑲生態系
- ⑳景観
- ㉑自然とのふれあい活動の場
- ㉒文化財

事業者は、事業の実施により環境への影響が考えられる項目を選定し、調査・予測・評価を実施

3 環境影響評価の流れ

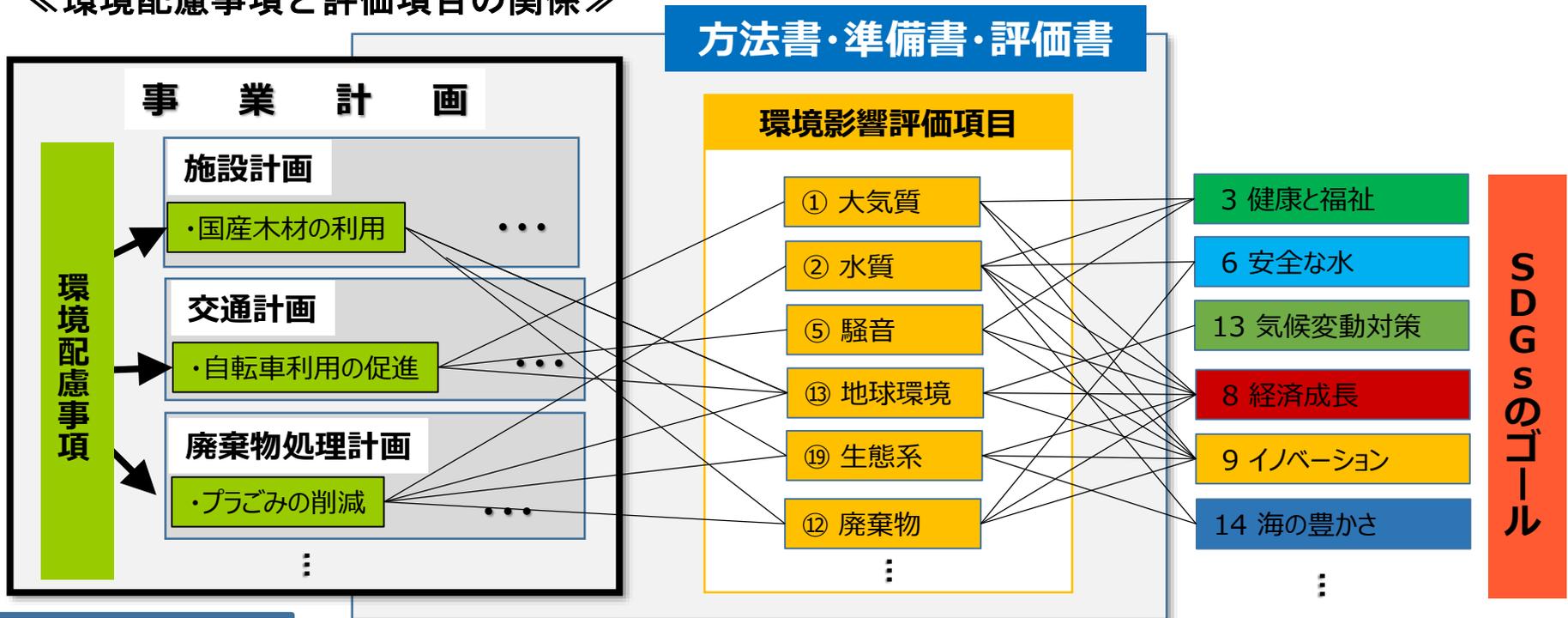
- ・事業者は「環境配慮事項」に基づき具体的な配慮の内容を検討し、事業計画を作成する。
- ・この事業計画に基づいて事業を行った場合の環境に与える影響について、環境影響評価項目ごとに調査・予測・評価を行い、環境影響評価図書(方法書・準備書・評価書)を作成する。
- ・市長は方法書・準備書に対して、環境影響評価専門委員会の審議を経て、意見を述べる。



4-1 技術指針改定の基本的な考え方

- ・SDGsの達成に資する取組みを促進するためには、環境影響評価のベースとなる「事業計画」に働きかけることが効果的。
- ・なお、SDGsは分野横断的な概念であり、ゴール毎に予測・評価の方法を規定することは困難であり、また、現行の環境要素ごとの評価項目との関連を整理することは複雑であることから、SDGsのゴールを評価項目とすることは難しい。

《環境配慮事項と評価項目の関係》



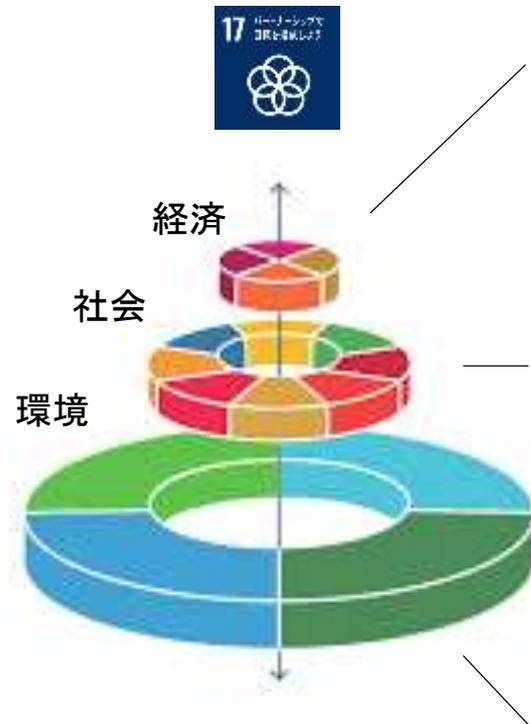
改定方針(案)

事業計画の際に検討する「環境配慮事項」にSDGsの達成に資する取組みを盛り込む。

4-2 技術指針改定の基本的な考え方

赤字：追加

《SDGs貢献に向けて追加すべき環境配慮の考え方》



SDGsのゴールと経済・社会・環境の関係図(環境基本計画より)

SDGsのゴール			環境配慮の追加イメージ
8		経済成長	○ 革新的技術の導入 など
9		イノベーション	
12		消費と生産	○3Rの推進 ○ 食品ロス・プラごみ対策 など
3		健康と福祉	○大気汚染・騒音等の影響回避・低減 ○人工排熱の低減・ クールスポット等の創出 によるヒートアイランド対策 ○ 高齢者等を含む 歩行者等の交通安全 ○ 自転車利用の促進、次世代自動車の導入 など
4		質の高い教育	○生物多様性の保全・普及啓発 ○自然とのふれあい活動の場の保全・ 創出(水辺空間や緑地等) など
7		エネルギー	○省エネの推進、 地中熱の利用等 再エネの導入 ○ 次世代エネルギー(水素・燃料電池等)の導入、再エネ調達 ○ デジタル技術を活用した エネルギー消費の一元的管理等による合理化 など
11		住み続けられるまちづくり	○地域の環境計画との整合 ○位置・規模・形状等の適正化による環境影響の回避・低減 ○交通アクセスの確保、公共交通機関の利用促進等の交通量抑制 ○良好な都市景観・ 夜間景観 の形成 など
6		安全な水	○地下水・河川・海域等の保全 ○雨水の有効利用、貯留浸透等の保全 など
13		気候変動対策	○ 建築物の外皮性能の向上 ○ 国産木材の利用 ○ 自立・分散型エネルギーシステムの導入や浸水対策による強靱化 など
14		海の豊かさ	○ プラごみ対策 ○河川・海域の保全
15		陸の豊かさ	○自然とのふれあい活動の場の保全・ 創出 ○生物多様性の保全 など

4-3 技術指針改定の基本的な考え方

改定骨子(案)

赤字：追加・修正

区分	項目	環境配慮事項
1. 周辺との調和	周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境計画との整合 ○位置・規模・形状等の適正化による影響回避・低減
2. 循環	資源循環、水循環	<ul style="list-style-type: none"> ○3Rの推進 ○食品ロス・プラスチック対策 ○雨水の有効利用、貯留浸透等の保全
3. 生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌、日照障害、電波障害、都市景観、ヒートアイランド、風害、交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ○交通アクセスの確保、公共交通機関の利用促進等の交通量抑制 ○自転車利用の促進、次世代自動車の導入 ○大気汚染・騒音等の影響の回避・低減 ○良好な都市景観・夜間景観の形成 ○人工排熱の低減・クールスポットの創出等によるヒートアイランド対策 ○高齢者等を含む歩行者等の交通安全
4. 自然環境	地象、水象、動物、植物、生態系、自然景観、自然とのふれあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ○地下水・河川・海域等の保全 ○生物多様性の保全・普及啓発 ○自然とのふれあい活動の場の保全・創出(水辺空間や緑地等)
5. 歴史的・文化的環境	歴史的・文化的景観、文化財	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的・文化的景観の保全
6. 環境負荷地球環境	温室効果ガス、オゾン層破壊物質、 気候変動適応策	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネの推進、地中熱の利用等再エネの導入 ○次世代エネルギー(水素・燃料電池等)の導入、再エネ調達 ○建築物の外皮性能の向上 ○デジタル技術を活用したエネルギー消費の一元的管理等による合理化 ○国産木材の利用 ○自立・分散型エネルギーシステムの導入や浸水対策による強靱化
7. 次世代への貢献	環境イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ○革新的技術の導入